

相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の建築物等の移転の通知の送付にかわる公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による相模原都市計画事業麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業の下記の記載する者に対する建築物等の移転通知については、送付を受けるべき者によるその書類の受領がなされなかったため、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により当該通知書の送付にかえて、通知の内容を下記の通りに公告する。

令和8年3月11日
相模原都市計画事業
麻溝台・新磯野第一整備地区土地区画整理事業
施行者 相模原市
代表者 相模原市長 本村 賢太郎

記

1. 書類の送付を受けるべき者の住所と氏名

住所 省略
氏名 省略

住所及び氏名については、個人情報等への配慮の観点から記載を省略します。

2. 通知の内容

あなたが所有する下記物件は、相模原市が施行する土地区画整理事業の施行のため令和8年7月1日までに、移転していただくことになりましたので通知します。

前記の期限後は、土地区画整理法第77条第8項の規定に基づき、施行者相模原市が移転工事を行うこととなりますので、あなたが前記期限までに自ら移転される意思があるか否かを下記連絡先に回答してください。

以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき通知及び照会します。

記

所在地	物件及び数量	移転期限
相模原市南区 新磯野字磯部出口68番1	工作物、竹木土石等 一式	令和8年7月1日

(注意事項)

自ら移転される場合の補償金については、相模原市都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所におたずね下さい。

移転完了前に所有者が変わった場合は、新旧所有者連署のうえ、ただちに相模原市都市建設局 麻溝台・新磯野区画整理事務所へ届けて下さい。

<教 示>

この通知及び照会に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に神奈川県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第19条に規定されています。）。

また、行政事件訴訟法の規定により、この通知があったことを知った日（その他、審査請求をした場合においては、裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に相模原市を被告として取消訴訟を提起することができます。

3. 連絡先

麻溝台・新磯野区画整理事務所

住 所：相模原市中央区中央2-11-15 相模原市役所第1別館3階

電 話：042-769-9254

以上